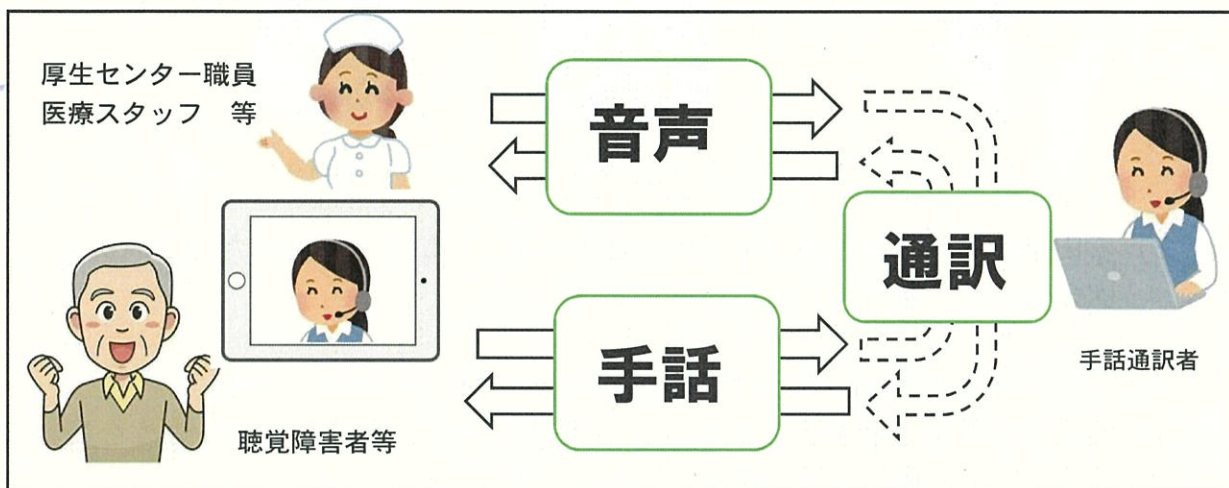


<遠隔手話通訳サービス>

新型コロナウイルス感染症の発生により、聴覚障害者等が、厚生センターなどへの相談や医療機関への受診等に際して、手話通訳者等の同行が困難な場合があることから、ご自身でお持ちのスマートフォンやタブレット等を通じて、遠隔手話通訳を行うサービス（富山県遠隔手話通訳サービス）を実施します。

遠隔手話通訳サービス



※ 聴覚障害者等と医療スタッフ等とのやりとりを手話と音声でお伝えします。

<利用範囲>

- ・厚生センターなどへの相談や医療機関の受診等に際して、手話通訳者等の同行が困難な場合
- ・なお、上記以外の場合は、手話通訳者が同席した手話通訳を行いますので、手話通訳者の派遣を希望される場合は、裏面の富山県聴覚障害者協会あてに、事前に派遣申請をしてください。

<対象者>

- 富山県内において手話通訳での対応を希望される聴覚障害者等

<利用可能日及び時間>

- 毎週月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除きます）

午前8時30分～午後5時

- ・ただし、利用可能時間内であっても、手話通訳者の不在などによりサービスの提供ができないことがあります。

<利用者負担>

○本サービスの利用料は無料です。

ただし、ご自身のタブレットやスマートフォンの通信費等は、利用者の負担です。

<事前登録の方法>

(1) まず、ご自身のスマートフォンやタブレットに「Skype (スカイプ)」アプリをインストールし、ご自身のアカウントを作成してください。

- ・Android (アンドロイド) のスマートフォンの場合は「Play ストア」から「Skype」アプリをダウンロードし、インストールして下さい。
- ・iPhone (アイフォーン) の場合は「App store」からダウンロードして下さい。



play ストア



App store



Skype

(2) 富山県聴覚障害者協会 (下記問合せ先参照) に電子メールまたはFAXで、次のことをご連絡ください。

- ①住所、②氏名、③メールアドレス、
④ご自身の Skype アカウント(Skype 名)、⑤その他特記事項

(3) 富山県聴覚障害者協会のアカウント名等を連絡しますので、日時等を調整のうえ、テスト通信を行います。

<利用方法 (事前登録後) >

遠隔手話通訳サービスを利用される際には、事前に、富山県聴覚障害者協会 (下記問合せ先参照) に電子メールまたはFAXで、次のことをご連絡ください。

- ①氏名、②利用開始予定日時、
③内容・特記事項 (例：〇〇厚生センターでの相談、〇〇病院での検査等)

※ご自身でスマートフォンやタブレットをお持ちでない場合は、富山県聴覚障害者協会 (下記問合せ先参照) までご連絡ください。

< (参考) 帰国者・接触者相談センター >

○帰国者・接触者相談センター (厚生センター・支所・富山市保健所) では、新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談を受け付けています。詳しくは、富山県のホームページをご覧ください。

<問い合わせ先>

○社会福祉法人 富山県聴覚障害者協会

FAX : 076-441-7305 TEL : 076-441-7331

E-mail : haken@tomichokyo.or.jp